

## **整備基準（案） 公共交通施設**

# 1 基本的な考え方

- 対象施設と整備項目及び整備基準の分類を適合させるため、対象施設の項目を整理する。

[主な改正点]

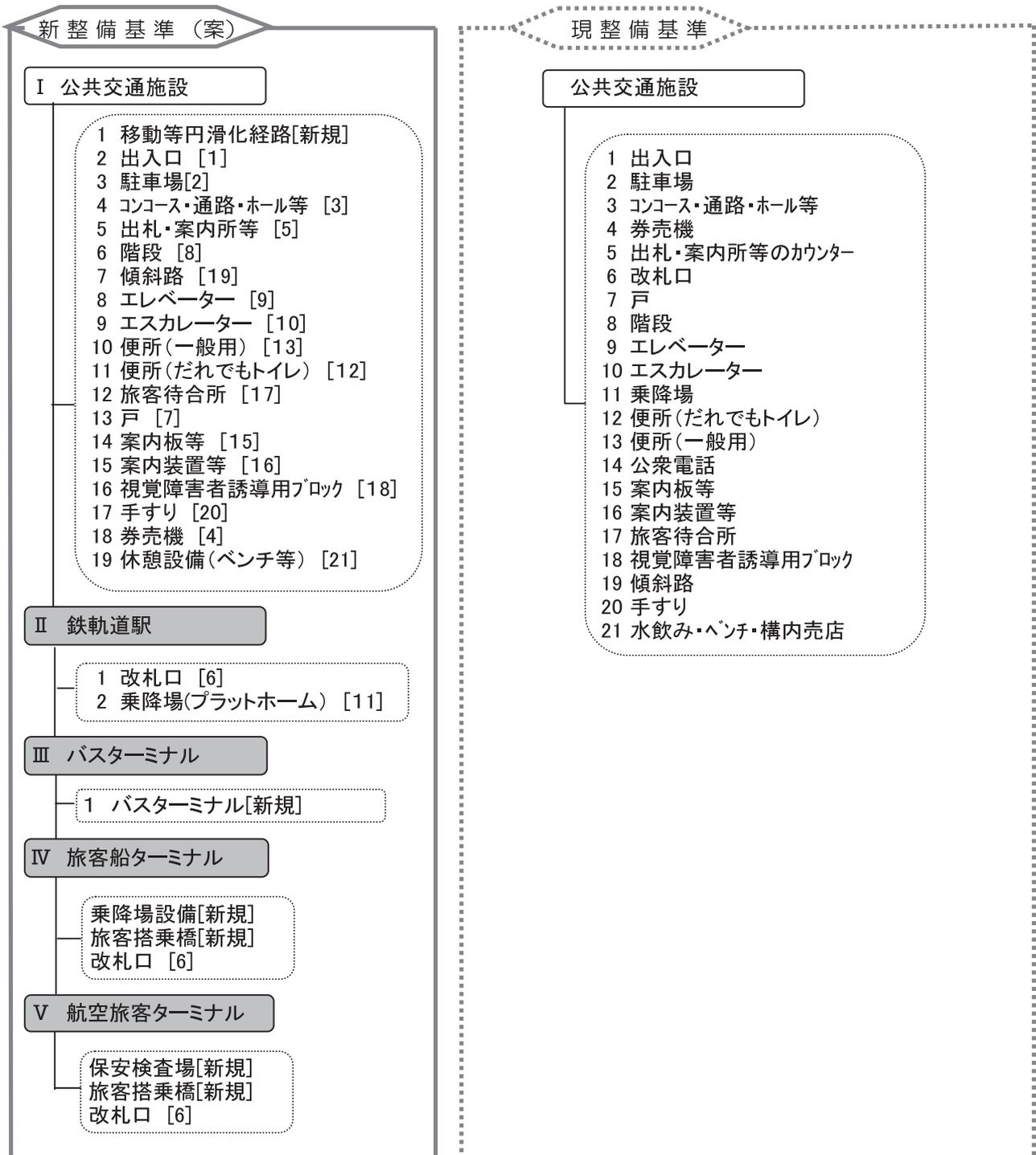
- ・新たに、鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルを新設する。

- 整備項目及び整備基準について、バリアフリー新法との整合性を図る。

[主な改正点]

- ・移動等円滑化経路について整備項目とし、各項目内で整理する。
- ・バリアフリー新法（旅客施設整備基準の省令）が現行福祉のまちづくり条例を上回る場合には、福祉のまちづくり条例の整備基準として改正を行う。
- ・バスターミナル等対象施設の新設に伴い、整備基準項目を整理する。

# 2 整備項目新旧表（案）



※色付き枠 は新たに章立てした対象施設の項目を示す。

※[ ]は現整備項目番号を示す。

## 整備基準（案） 公共交通施設

整備項目	整備基準
<b>I 公共交通施設</b>	
1 移動等円滑化経路	公共交通施設（以下「駅舎等」という。）の出入口から、通路、改札口等を経て車両等の乗降口に至る経路において、高齢者、障害者等の移動に際して障害（段差、狭小な出入口等）となるものがなく、かつ安全に連続して通行できる1以上のルート（以下「移動等円滑化経路」という。）を確保すること。
2 出入口	(1) 駅舎等の出入口には、段差を設けないこと。段差がある場合は、7の項に定める構造の傾斜路を設けること。地形上又は構造上困難な駅舎等の場合であっても、一以上の出入口については段差を解消すること。 (2) 床の表面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとすること。 (3) 幅は、90cm以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、85cmとすること。
3 駐車場	駐車場を設ける場合の位置及び構造等については、建築物編に規定する整備基準を準用する。
4 コンコース・通路・ホール等	(1) 移動等円滑化経路を構成する通路等においては、次に定める構造とすること。 ア 幅は、140cm以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、車いす使用者が円滑に通行できる構造とした上で、120cmとすることができる。 イ 床面には、段差を設けないこと。段差がある場合は、7の項に定める構造の傾斜路を設けること。 ウ 壁面及び柱面の看板及び設置物は、突き出さないようにすること。やむを得ず突き出る場合は、面をとるなどの安全な措置をとること。 エ 高齢者、障害者等に配慮し、十分な明るさを確保した照明設備を設けること。 (2) 床の表面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとすること。
5 出札・案内所等	(1) 出札・案内所等のカウンターは、蹴込みを設けるなど車いす使用者の利用に支障のない構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる場合は、この限りでない。 (2) 出札・案内所等のカウンターに至る経路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 (3) 案内所（勤務する者を置かないものは除く。）には、筆談用具等を準備し、当該用具のある旨の表示をすること。
6 階段	(1) 主要な階段には、回り段を設けないこと。ただし、構造上困難な場合は、この限りでない。 (2) 幅は、120cm以上とすること。 (3) 高さは、概ね300cm以内ごとに踊り場を設けること。 (4) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を表記すること。 (5) 表面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとすること。 (6) 踏面の端部の全体は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。 (7) 階段下等において、高さが十分確保できないような空間等を設けないこと。やむを得ず空間が生じる場合は、視覚障害者等に配慮した安全な措置を講ずること。 (8) 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 (9) 高齢者、障害者等に配慮し、十分な明るさを確保した照明設備を設けること。
7 傾斜路	(1) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路においては、次に定める構造とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、この限りでない。 ア 幅は、120cm以上とすること。ただし、段を併設する場合は、90cm以上とすることができる。 イ こう配は、屋内にあっては12分の1以下、屋外にあっては20分の1以下とすること。ただし、屋内、屋外とも傾斜路の高さが16cm以下の場合は8分の1以下、屋外において傾斜路の高さが75cm以下の場合は12分の1以下とすることができる。 ウ 高さ75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の踊り場を設けること。 エ 傾斜路の折り返し部分には踊り場を設け、他の通路と出会う部分には、水平部分を設けること。 (2) 傾斜路の両側は、35cm以上の立ち上がり部（車いすあたり）が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 (3) 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 (4) 傾斜路の勾配部分は、その接続する通路と容易に識別できるものとする。

## 整備基準（案） 公共交通施設

整備項目	整備基準	
8 エレベーター	移動等円滑化経路を構成するエレベーターは、改札口にできるだけ近い位置に、次に定める基準のエレベーターを設け、高齢者、障害者等の円滑な垂直移動を確保すること。ただし、駅舎等に隣接する他の施設により移動円滑化された経路を利用できる場合又は地形上、管理上エレベーターを設置することが著しく困難な場合は、この限りでない。	
	(1) かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ80cm以上とすること。	
	(2) かごの容量は、11人乗り以上とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 既設の駅舎等で構造上困難な場合 イ かご内部で車いすを転回することなく円滑に乗降できる機種を採用する場合	
	(3) かご内及び乗降ロビーに設ける設備は、高齢者、障害者等が支障なく利用できる構造とすること。	
	(4) 乗降ロビーは、車いすが転回できる構造とすること。	
	(5) かご内を外部から、かご内から外部が見える構造とすること。または、かごの内外をお互いに視覚的に確認できる映像設備を設けること。	
	9 エスカレーター	エスカレーターを設置する場合は、次に定める構造とすること。
		(1) 踏面及び床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
(2) 緊急時に操作しやすい非常停止装置を分かりやすい位置に設置すること。		
(3) くし板は、できるだけ薄くし、ステップ部分と区別できるよう、原則として黄色による縁取りを行うこと。		
(4) 8の項に定める構造のエレベーターの設置が困難な駅に設けるエスカレーターは、車いす対応型エスカレーターとすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、この限りでない。		
(5) 踏み段の端部の全体が、その周囲の色と容易に識別できるものとすること。		
(6) 進入可能なエスカレーターにおいて、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる音声案内装置を設けること。		
(7) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を表示すること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。		
10 便所（一般用）	不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。	
	(1) 便所への案内、誘導及び男女別表示等を分かりやすく表示すること。	
	(2) 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。段差がある場合は、7の項に定める構造の傾斜路を設けること。	
	(3) 床の表面は、粗面とするか、濡れても滑りにくい材料で仕上げること。	
	(4) 大便器は、一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）を腰掛け式とすること。	
	(5) 腰掛け式とした大便器及び小便器の一以上に、それぞれ手すりを設けること。	
	(6) 男子用小便器を設ける場合は、一以上を床置き式又は壁掛式（受け口の高さが35cm以下のものに限る）その他これらに類する小便器とすること。	
	(7) 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。ただし、便所（だれでもトイレ）に設置してある場合はこの限りではない。	
	(8) ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けること。ただし、便所（だれでもトイレ）に設置してある場合はこの限りではない。	
	(9) ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を1以上設けること。ただし、便所（だれでもトイレ）に設置してある場合は、この限りではない。	
	(10) (7) (8) (9) の設備を設けた便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。	

## 整備基準（案） 公共交通施設

整備項目	整備基準
11 便所（だれでもトイレ）	不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、車いす使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等だれでもが円滑に利用することができる便所（以下この表において「だれでもトイレ」という。）又はだれでもトイレを有する便所を一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けることとし、当該便所は、10に定めるほか次に定める構造とすること。
	(1) 便所（一般用）に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。
	(2) だれでもトイレの出入口の幅は、85cm以上とすること。
	(3) 出入口には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。
	(4) 出入口には、だれでもが利用できる旨を表示すること。
	(5) 車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。
	(6) 腰掛け便座、手すり等を適切に配置すること。
	(7) 出入口の戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
12 旅客待合所	旅客待合所を設ける場合は、以下の基準に定める構造及び設備にすること。
	(1) 分かりやすく利用しやすい位置に設けること。
	(2) 旅客待合所への主要な通路の幅は、140cm以上とすること。
	(3) 床面には、段差を設けないこと。段差がある場合は、7の項に定める構造の傾斜路を設けること。
	(4) 床の表面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。
	(5) 壁面及び柱面の看板及び設置物は、突き出さないようにすること。やむを得ず突き出る場合は、面を取るなどの安全な措置をとること。
	(6) 高齢者、障害者等の利用しやすい構造のベンチを適宜設けること。
13 戸	案内所、旅客待合所その他不特定かつ多数の者が利用する部分に戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。
	(1) 幅は、85cm以上とすること。
	(2) 自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
	(3) 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。
14 案内板等	(1) 駅舎等の出入口又は改札口付近には、移動等円滑化のための主要な設備等の配置を表示した案内板等の設備を設けること。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合はこの限りではない。
	(2) (1)の案内板等は、高齢者、障害者等に配慮して明確で分かりやすい表示とすること。
	(3) 移動等円滑化のための主要な設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。
	(4) (3)の標識は、日本工業規格Z8210に適合するものでなければならない。
	(5) 車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、代替措置がある場合は、この限りでない。
15 視覚障害者誘導案内用設備	(1) 旅客施設の配置を点字、音その他の方法により視覚障害者に示すための設備を駅舎等の出入口又は改札口付近に設けること。

## 整備基準（案） 公共交通施設

整備項目	整備基準
16 視覚障害者誘導用ブロック	(1) 通路その他これに類するものであって、移動等円滑化経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備がある場合であって、当該二以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該二以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。
	(2) 視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等とエレベーター、触知図案内板、便所の出入口及び乗車券販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、(1)のただし書の経路は、この限りでない。
	(3) 階段、傾斜路、エスカレーターの始末端部に近接する通路の床及び(2)の施設に関しては、視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック）を敷設すること。
	(4) 敷設に当たっては、目的地まで安全かつ確実に到達できるよう配慮すること。
	(5) 色彩は、周辺の床材の色と輝度比において、対比効果が発揮できるものとし、原則として黄色を用いること。ただし、黄色で十分な対比効果が得られない場合は、他の色を用いることができる。
	(6) 形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする。
	(7) 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性、耐磨耗性に優れ、退色又は輝度の低下が少ない素材とすること。
17 手すり	(1) 一般旅客が常時利用する傾斜路、階段等においては、両側に連続して手すりを設けること。ただし、構造上困難な場合は、この限りでない。
	(2) 便所、エレベーター等に設ける移乗等動作補助用手すりは、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮したものとする。
	(3) 取付の高さは、一段手すりの場合は、床面から80cm程度、二段手すりの場合は、下段が65cm程度、上段が85cm程度とすること。
	(4) 手すりの形状については、高齢者、障害者等が支障なく利用できるものとする。
	(5) 材質は、その取付場所に配慮したものとする。
18 券売機	(1) 券売機は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。
	(2) 運賃等を点字で表示すること。ただし、機種により表示が困難な場合は、一以上を視覚障害者が支障なく利用できる機種とすること。
19 休憩設備（ベンチ等）	(1) 高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を一以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

## 整備基準（案） 公共交通施設

整備項目	整備基準
<b>Ⅱ 鉄軌道駅</b>	
<b>1 改札口</b>	<p>(1) 改札口通路のうち1以上は、幅90cm以上とすること。</p> <p>(2) 出札口(券売機)から改札口に至る経路及び改札口通路の一以上には、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。</p> <p>(3) 自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機への進入の可否をわかりやすく表示すること。</p>
<b>2 乗降場（プラットフォーム）</b>	<p>(1) 床面の水こう配は、100分の1程度とし、濡れても滑りにくい仕上げとすること。ただし、階段、エスカレーター等へのすりつけ部における水こう配は、この限りでない。</p> <p>(2) 乗降場の縁端及び両端には、車両の停止する部分にホーム端警告ブロック、点状ブロック（以下「点状ブロック等」という。）を連続して敷設すること。ただし、ホームドア又はホームゲート等が設置されている場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 乗降場の線路側以外の端部には、転落防止のための柵等を設けること。</p> <p>(4) 乗降場のホーム先端ノンスリップタイルは、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(5) 鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、乗降場と車両とのすき間及び段差は、可能な限り小さくすること。</p> <p>(6) 発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができる乗降場においては、ホームドア又はホームゲートを設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあつては、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>(7) (6)に掲げる乗降場以外の乗降場にあつては、ホームドア、ホームゲート、点状ブロック等転落防止するための設備を設けること。</p> <p>(8) 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備が設けられていること。ただし、代替措置がある場合は、この限りでない。</p> <p>(9) 高齢者、障害者等に配慮し、十分な明るさを確保した照明設備を設けること。</p> <p>(10) 車いすスペースに通ずる旅客用乗降口には、乗降場に位置を表示すること。ただし、当該旅客用乗降口の位置が一定していない場合は、この限りでない。</p>
<b>Ⅲ バスターミナル</b>	
<b>1 バスターミナル</b>	<p>(1) 乗降場の床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) 乗降場の縁端のうち、バス車両用の場所に接する部分には、柵、点状ブロック等その他の視覚障害者に配慮した進入防止するための設備を設けること。</p> <p>(3) 乗降場に接して停留するバス車両に車いす使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。</p>

## 整備基準（案） 公共交通施設

整備項目	整備基準
IV 旅客船ターミナル	
1 旅客船ターミナル	<p>(1) 船舶に乗降するためのタラップその他の設備（以下この表において「乗降用設備」という。）を設置する場合は、次に掲げる基準に定めるものとする。ただし、構造上困難な場合は、この限りでない。</p> <p>ア 車いす使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。</p> <p>イ 幅は、90cm以上とすること。</p> <p>ウ 手すりを設けること。</p> <p>エ 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) 乗降用設備その他波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所については、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。</p> <p>(3) 旅客が水面に転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロックその他転落防止するための設備を設けること。</p>
V 航空旅客ターミナル	
1 航空旅客ターミナル	<p>(1) 保安検査場を設ける場合は以下の基準に定めるものとする。ただし、ア及びイについては、構造上困難な場合は、この限りでない。</p> <p>ア 門型の金属探知機を設置して検査を行う場合は、車いす使用者その他の門型の金属探知機による検査を受けることのできない者に配慮した別通路を設けること。</p> <p>イ 通路の幅は、90cm以上とすること。</p> <p>ウ 筆談用具等を準備し、当該用具のある旨の表示をすること。</p> <p>(2) 旅客搭乗橋を設ける場合は以下の基準に定めるものとする。ただし、構造上困難な場合は、この限りでない。</p> <p>ア 通路の幅は、90cm以上とすること。</p> <p>イ 旅客搭乗橋と航空機の乗降口とは、車いす使用者等の利用に支障のない構造とすること。</p> <p>ウ こう配は12分の1以下とすること。</p> <p>エ 手すりを設けること。</p> <p>オ 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(3) 改札口を設ける場合は、通路のうち一以上は、幅90cm以上とすること。ただし、既設の施設等で構造上困難な場合は、80cmとすること。</p>